

令和4年度 Sport in Life 推進プロジェクト
「安全なスポーツ活動支援などスポーツに関する情報提供の仕組みづくり
(日本医師会と連携した運動・スポーツ関連資源マップ構築に向けた検討)」
公募要領

1. 事業名

令和4年度 Sport in Life 推進プロジェクト「安全なスポーツ活動支援などスポーツに関する情報提供の仕組みづくり（日本医師会と連携した運動・スポーツ関連資源マップ構築に向けた検討）」

2. 事業の趣旨

医療機関を受診した者（以下、患者）や高齢者等の何らかの制限や配慮が必要な方々が、安心して安全かつ効果的な運動・スポーツを行う際には、医師や医療機関が、運動・スポーツに伴うリスクを回避した適切な運動・スポーツ指導ができる指導者や組織（人）と連携すること、運動・スポーツができる施設や環境（場）を把握してマッチングを推進することが必要である。

そこで、令和3年度は運動・スポーツ関連資源（人・場）の見える化（マップ）の作成に向けて、医師が運動・スポーツ関連資源の情報として何が必要か、どのような条件であれば患者に運動・スポーツを勧めたくなるか等について調査・検討を行った。

本事業では、その調査・検討結果を基に、運動・スポーツ関連資源マップ（以下、マップとする。）の作成及び実用化に向けたモデル事業を行う。

3. 事業の内容

受託者は、「運動・スポーツ関連資源マップ構築に向けたアンケート調査報告書（以下、報告書とする。）」を活用しつつ、以下の（1）～（5）の内容を実施する。なお、本要領に定めのない事項については、スポーツ庁と協議の上で決定すること。

（1）モデル地域の選定

受託者は、スポーツ庁と協議の上で、マップを作成するモデル地域（市区町村等）を1～3か所選定及び調整する。なお、本事業の趣旨に賛同し、実装する意向のある地域等と既に関係性を有している場合は、スポーツ庁及び当該地域と事前に調整の上、モデル地域として設定することができる。

（2）モデル地域でのマップ作成

マップに掲載する内容及び作成手順は、報告書を基とする。なお、作成手順は、次の①～⑤の5つのステップを踏むことを原則とするが、スポーツ庁と協議の上、より効率的な方法をとること。

① モデル地域におけるマップ作成チームを結成する。

各チームの人選は、受託者が提案し、スポーツ庁及び当該地域の担当者と協議した上で、選定する。チーム会議は、2～4回程度を想定。

② 地域の運動・スポーツ関連資源の情報を収集する。

既存の運動・スポーツ施設一覧などを活用してよい。収集する項目は、報告書に基づいて設備、人材、プログラムとする。

③ マップに掲載する施設を選択する。

①の各チームで協議すること。なお、厚生労働大臣認定運動型健康増進施設、医療法42条施設（疾病予防運動施設）は必ず掲載すること。

④ マップに掲載する情報を整理する。

①の各チームで協議し、地域の実情に合わせて掲載情報を選別する。

⑤ マップ化する。

地域の実情に合わせて、GIS（Geographic Information System：地理情報システム）や、行政機関が発行している紙媒体の地図等をできるだけ活用する。

⑥ マップ作成手順に関する各チームの意見を集約する。

マップ作成手順をよりよいものにするための意見をまとめる。

（3）モデル地域でのマップの活用（試用）

① マップの試用

地域の医師会の協力を得て、医師又は医療機関でマップを試用してもらう。試用方法は地域の実情に合わせる。なお、地域の医師会等には、スポーツ庁及び日本医師会から協力を依頼することが可能である。

② マップ利用者にマップの活用方法に関する意見を調査分析する。

マップ利用者に対するアンケート調査等により、マップの活用方法について分析する。分析する項目・内容は、受託者が提案することが可能である。

③ マップに係るその他の提案

マップ利用者にとって有益性・利便性のある項目や内容、方法等を受託者から提案することが可能である。

（4）検討会の実施

モデル地域での進め方、マップ作成手順の見直し案を検討するため、検討会を2回程度開催する。検討会委員は、原則的に令和3年度 Sport in Life 推進プロジェクト「安全なスポーツ活動支援などスポーツに関する情報提供の仕組みづくり（日本医師会と連携した運動・スポーツ関連資源マップ構築に向けた検討）」と同じ委員とし、スポーツ庁と協議した上で選定すること。

（5）報告書の作成

上記（1）～（4）の事業実施結果について事業成果報告書を作成し、令和5年3月30日（木）までに印刷物1部と電子データをスポーツ庁に提出すること。なお、提

出する報告書は、事前にスポーツ庁と協議した上で、必要な修正を行ったものとする
こと。

- ① 報告書には、事業の概要、目的、方法、成果（分析結果等を含む）等について記載するとともに、報告書の内容を概ね6頁以内にまとめたものを含めること。
- ② 図表やグラフ、イメージ図等を用いて、わかりやすい内容とするように努めること。
- ③ 用語の統一、インデント・誤字・脱字の調整などを行うとともに、原則として公用文に基づく表記とすること。
- ④ 文献を試用する場合、著作権の観点から問題がないか十分配慮し、必要に応じて著作権者の了解を得ること。原文を辿り内容が確認できるように、文献やホームページのアドレス等を報告書に明記すること。

4. 委託先

法人格を有する団体

5. 委託期間

本事業の委託期間は、契約を締結した日から、令和5年3月31日までとする。

6. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7. 参加表明書の提出

本企画競争においては、参加表明書の提出は要しない。

8. 説明会の開催

開催日時：令和4年8月18日（木）11時00分開始

開催方法：オンライン（Zoom）で実施する。

※説明会へ参加を希望する機関は、所属、氏名、連絡を記載の上、令和4年8月18日（木）9時までに、E-mail（kensport@mext.go.jp）へ連絡を行うこと。メールの件名は「【説明会希望】「運動・スポーツ関連資源マップ構築に向けた検討の公募について」とすること。

9. 企画提案書等の提出方法等

(1) 提出書類

①企画提案書

※企画提案書の様式は、別添の様式1を使用し、用紙サイズはA4判、横書きとすること。

②審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

③申請団体の概要（要覧・会社案内等）

④最新の財務諸表等の資料

⑤暴力団体等に該当しない旨の誓約書（別紙2）

(2) 提出先及び公募に関する問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2

スポーツ庁健康スポーツ課

TEL：03-5253-4111（内線：2998）（担当：長阪）

FAX：03-6734-3792

e-mail：kensport@mext.go.jp

※事業内容等に関する問合せは、件名を「【問合せ】「運動・スポーツ関連資源マップ構築に向けた検討の公募について」とし、電子メールで送付すること。電話での受付はできない。

※公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。

(3) 提出方法

企画提案書は日本語で作成し、電子データとしてE-mailにより提出すること（データ容量が10MBを超える場合は、別途送受信アドレスをお知らせするので担当宛てに連絡すること）。

- ・送信メールの題名は、「【団体名】運動・スポーツ関連資源マップ構築に向けた検討応募提出資料」とすること。
- ・提案書類の電子データ形式は、PDFファイル形式（Adobe Acrobat Reader DCで閲覧可能なもの）とする。
- ・受信通知は、送信者に対して2営業日以内にメールにより返信する。受信通知がない場合は、電話にて確認すること。
- ・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。

(4) 提出期限

令和4年9月5日（月）12：00（必着）

(5) その他

- ・企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書については返却しない。
- ・必要に応じて審査期間中に提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。
- ・期限に遅れた企画提案書や期限後の企画提案書の修正、差し替えは受理しない。

10. 誓約書の提出

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。
- (2) 前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書は無効とするものとする。

11. 事業規模（予算）及び採択件数

事業規模：最大 20,000 千円/件

採択件数：1 件以上（予定） 採択件数は審査委員会が決定する。

12. 選定方法等

(1) 選定方法

スポーツ庁が設置する技術審査委員会において、提出された企画提案書等について書類審査を実施する。必要に応じてスポーツ庁から申請団体に対してヒアリングや提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。

(2) 審査基準

審査基準（別紙 1）のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、原則として、30 日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

13. 契約の締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書等を基に、契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、事業計画書等の内容を勘案して決定するため、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事

業に着手できないことに十分注意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

14. スケジュール

- ①公募開始：令和4年8月12日（金）
- ②説明会：令和4年8月18日（木）11時00分
- ③公募締切：令和4年9月5日（月）12時00分
- ④審査：令和4年9月中旬頃
- ⑤契約締結：令和4年9月下旬頃
- ⑥契約期間：契約締結日から令和5年3月31日まで

※契約締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

※事業開始日は、契約予定者選定後、スポーツ庁と契約予定者との間の契約条件等の協議、事業計画書の作成及び委託契約締結等の手続完了後の時期となることに留意すること。

15. その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、本事業委託要項、公募要領、スポーツ庁委託事業事務処理要領、委託契約書、ほか別に定める規定等を遵守すること。
- (2) 採択件数は現時点の予定であり増減する可能性がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

[契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出する必要があるため、事前に準備を行うこと。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知すること。

- ・ 事業計画書（委託事業経費予定額内訳を含む）
- ・ 再委託に係る業務委託経費内訳
- ・ 委託事業経費予定額内訳（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（旅費・謝金単価表、旅費支給規程、見積書など）
- ・ 銀行口座情報
- ・ 確認書（知的財産）（知的財産権の帰属を希望する場合のみ）

令和4年度 Sport in Life 推進プロジェクト
「安全なスポーツ活動支援などスポーツに関する情報提供の仕組みづくり
(日本医師会と連携した運動・スポーツ関連資源マップ構築に向けた検討)」
審査基準

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、予算の範囲内で各評価項目の得点合計が高いものについて採択案件に決定する。

II 審査方法

スポーツ庁が設置する技術審査委員会において、受託を希望する団体から提出された企画提案書等について書類審査を実施する。申請団体からヒアリングによる審査の実施、スポーツ庁から申請団体に対して提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。

III 評価方法

評価は、以下に示す評価項目及び評価基準により実施し、技術審査委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

<評価項目>

1 事業実施主体に関する評価

- (1) 事業実施・事業管理に必要な人員・組織体制が整っており、事業を円滑に遂行するための実施体制に工夫がなされていること。
- (2) 事業を実施するための適切な財政基盤、経理能力を有していること。
- (3) 事業を適切に遂行するために必要な実績、ノウハウ、ネットワーク等を有していること。
- (4) 業務従事予定者が事業の成果を最大化するために必要な当該分野及び関連分野に関する知識・知見を有していること。

2 事業内容に関する評価

- (1) 本事業の趣旨及び報告書の内容を十分に理解し、公募要領で定める全ての事業内容が提案されて、本事業目的の達成に向けた事業全体の実施戦略が設計されていること。また、実現性・妥当性があること。
- (2) 円滑な業務実施が可能なスケジュールとなっており、具体的かつ合理的であること。
- (3) モデル地域におけるマップ作成チームの結成方法及び各会議、検討会の開催が具体的に提案され、連絡・調整業務の実績を十分有していること。
- (4) モデル地域でのマップの作成が具体的かつ計画的であり、より効率的な方法が提案されていること。
- (5) マップ利用者に対する調査内容が、マップの活用方法を提案するための有益な情報を得るための提案であること。
- (6) 妥当な経費が示されていること。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- (1) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

<評価基準>

1 「1 事業実施主体に関する評価」に係る評価基準

次の評価基準により評価を行う。

優れている = 3 点	普通 = 2 点	劣っている = 1 点
-------------	----------	-------------

2 「2 事業内容に関する評価」に係る評価基準

次の評価基準により評価を行う。

大変優れている = 5 点	優れている = 4 点	普通 = 3 点
やや劣っている = 2 点	劣っている = 1 点	

3 「3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

次の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当の確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）
 - ・ 認定段階 1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） = 1 点
 - ・ 認定段階 2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） = 1.5 点
 - ・ 認定段階 3 = 2 点
 - ・ プラチナえるぼし認定 = 4 点
 - ・ 行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ） = 0.5 点
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
 - ・ くるみん認定①（平成 29 年 3 月 31 日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号。以下「平成 29 年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第 4 条又は平成 29 年改正省令附則第 2 条第 3 項の規定に基づく認定） = 1 点
 - ・ トライくるみん認定 = 1.5 点
 - ・ くるみん認定②（平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 185 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第 4 条又は令和 3 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。）） = 1.5 点
 - ・ くるみん認定③（令和 4 年 4 月 1 日以降の基準）（令和 3 年改正省令による改正後の次世代法施行規則第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づく認定） = 1.5 点
 - ・ プラチナくるみん認定 = 4 点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
 - ・ ユースエール認定 = 2 点
- スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」による認定
 - ・ スポーツエールカンパニー認定 = 3 点
 - ・ Bronze（ブロンズ）認定 = 3 点

- ・ Bronze+（ブロンズプラス）認定＝４点
 - 上記に該当する認定等を有しない＝０点
- ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

誓 約 書

- 私
 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

氏名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。